

入 札 公 告

制限付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6及び野洲市契約規則(平成16年野洲市規則第55号)第6条の規定により、次のとおり公告する。

令和元年6月3日

野洲市長 山仲 善彰

1 入札に付する事項

- (1) 工事番号 令和元年度工第10号
- (2) 工 事 名 南桜浄水場膜ろ過装置等設置工事(建築工事)
- (3) 工事場所 滋賀県野洲市近江富士五丁目地先(南桜浄水場)
- (4) 工事概要 ○膜ろ過棟新築工事 鉄筋コンクリート造平屋建て
(床面積375.0㎡、建築設備工事含む)
○既設ポンプ室・電気室棟解体撤去工事 鉄筋コンクリート造平屋建て
(190.80㎡)
○既設滅菌室棟解体撤去工事 鉄筋コンクリートブロック造平屋建て
(6.82㎡)
- (5) 工 期 契約日から令和2年3月15日
- (6) 予定価格 事後公表
- (7) 最低制限価格 事後公表

2 入札参加資格に関する事項

入札に参加できる者は、次のすべての事項に該当する単独企業で野洲市長の本工事における入札参加資格の確認を受けた者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和元年度野洲市の建設工事入札参加資格者名簿において「建築一式工事」の登録を受けている、滋賀県内に本店を有している者であること。
- (3) 野洲市建設工事入札参加者の格付及び選定基準に基づく令和元年度の格付において、建築一式工事業種のA区分として格付されている者、又は経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(公告日の前日において有効であるものに限る。)において建築一式工事に係る総合評定値が1,000点以上の者であること。
- (4) 建設業法(昭和24年法律第100号)に基づく建築一式工事につき特定建設業の許可を受けている者。
- (5) 客観的に明らかに経営不振に陥ったと認められる次の1)から5)の要件に該当する者でないこと。
 - 1) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者
 - 2) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
 - 3) 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされている者
 - 4) 会社法(平成17年法律第86号)に基づく特別清算開始の申立てがなされている者
 - 5) 銀行取引停止処分がなされている者
- (6) 公告日の前日から起算して前10年以内の期間に、国内で延床面積が500㎡以上の公共施設でRC造の建築物の建築工事(新築、増築(上記延床面積に該当するのは、増築部分のみの面積とする。))を単体で施工した実績を有すること。ただし、野洲市内に本店がある者は、この事項を免除する。
- (7) 次の基準を満たす監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
 - 1) 1級建築士又は1級建築施工管理技士の資格取得後、公告日において10年以上経過していること、又は公告日において5年以上経過し、監理技術者として上記(6)に示す工事の施工従事経験を有していること。
 - 2) 監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
 - 3) 配置予定技術者については、直接的かつ恒常的な雇用関係(資料の提出日以前に3箇月以

上の雇用関係)があること。

- (8) 公告日から入札執行日までの間において、野洲市長から工事請負契約に係る入札参加停止を受けていないこと。
- (9) 本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (10) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (11) 野洲市暴力団排除条例第6条より、次の(ア)から(カ)の要件に該当するものでないこと。
 - (ア) 役員等(競争入札に参加しようとする者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員をいい、当該競争入札に参加しようとする者から市との取引上の一切の権限を委任された代理人を含む。以下、「役員等」という。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下、「暴力団員」という。)であると認められる者
 - (イ) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下、「暴力団」という。)または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
 - (ウ) 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められる者
 - (エ) 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的または積極的に暴力団の維持または運営に協力し、または関与していると認められる者
 - (オ) 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
 - (カ) 上記(ア)から(オ)までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

3 入札手続等

- (1) 担当部局 〒520-2395 滋賀県野洲市小篠原2100番地1(野洲市役所本館2階)
野洲市 総務部 総務課 契約管財担当
電話 077-587-6038(直通)
E-mail: soumu@city.yasu.lg.jp
- (2) 申請書及び資料の提出期間、提出方法及び提出先
 - 1) 提出期間: 令和元年6月3日(月)から令和元年6月14日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時00分から午後4時00分まで(正午から午後1時までの間を除く。)
 - 2) 提出方法: 申請書等を直接持参すること。その他の方法は認めない。
 - 3) 提出先: 上記(1)に同じ。
- (3) 見積りに必要な設計図書等の交付期間及び交付場所
 - 1) 交付期間: 令和元年6月3日(月)から令和元年6月14日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時00分から午後4時00分まで(正午から午後1時までの間を除く。)
 - 2) 交付場所: 上記(1)に同じ。
 - 3) その他: 申請書等を提出後に電子データにより無償で交付する。
なお、交付の際に未使用のCD-RW(ケース付き)を持参すること。
- (4) 入札・開札の日時及び場所
令和元年7月9日(火)午前10時00分 野洲市総合防災センター 2階研修室1(滋賀県野洲市辻町488)にて行う。

4 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金
 - 1) 入札保証金 免除する。

- 2) 契約保証金 請負代金額の10分の1以上を納付すること。
ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (3) 入札の無効
本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (4) 配置予定監理技術者の確認
落札決定後、工事实績情報システム(CORINS)等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合のほかは、申請書及び資料の提出期限後における申請書の差替えは認められない。
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口
上記3(1)に同じ。
- (6) 詳細は入札説明書による。

以上